

新型コロナウイルスに対する緊急事態宣言解除後の対応について (大阪府下・京都府下ゲストハウス対象)

更新日時：2021年3月1日18時00分

平素は、当社ホームページをご覧いただき誠にありがとうございます。
ご入居者ご家族他、関係者の皆さまには、弊社の新型コロナウイルス感染防止策に多大なるご理解ご協力をいただき、深く感謝申し上げます。

さて、2021年3月1日、関西2府1県の「緊急事態宣言」が解除され、大阪府の警戒基準「大阪モデル」も黄色へ変更されましたが、一定期間、動静や状況を見る必要があると考え、解除後1週間は、現在の来館禁止等の対応（弊社対応基準：ステップ0）を継続させていただきたいと存じます。その後、感染状況に懸念がないと判断できた場合は、3月8日より、感染拡大防止策を下記の通りとさせていただきますので（弊社対応基準：ステップ1）、ご案内申し上げます。

なお、「Zoomによるオンライン面会」は継続してご利用いただけますので、希望される場合はお住いのゲストハウスへお申し出ください。

皆さまにはご不便をお掛けいたしますが、ゲストの安全を最優先することや、万々に備える上でも、引き続き、感染防止策にご協力、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

※関東圏のゲストハウスについては、引き続き「ステップ0」の対応を継続しております。

[◆弊社対応基準（ステップ0）](#)

[◆弊社対応基準（ステップ1）](#)

※本件に関するお問い合わせは、お住いのゲストハウスへお問い合わせください。